**岩美町立小・中学校におけるタブレット端末使用規定**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　岩美町教育委員会

（趣旨）

第１条　この規定は、岩美町立小・中学校のタブレット端末の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　タブレット端末は、学校の教育課程に則った学習の質、効果の向上及び学習内容の定着に資することを目的として使用する。

（管理責任者）

第３条　管理責任者は校長とする。管理責任者は、タブレット端末を適正に管理するため、情報管理者を指名し適正に管理を行うものとする。

（管理責任者の責務）

第４条　管理責任者は、タブレット端末が常に最良の状態で使用できるように保管場所を定め、適正に管理しなければならない。

　　２　保管場所は、施錠が可能であることとする。タブレット端末を使用しない時は施錠し、錠の管理は管理責任者が行うものとする。

　　３　管理責任者は、定期的にタブレット端末を確認し、不要なデータ等はその都度削除する。

　　４　管理責任者は、タブレット端末の脆弱性を塞ぐために、アップデートを徹底し、常に最新の状態に保たなければならない。

　　５　管理責任者は、タブレット端末に障害・事故等が発生したときは、速やかに教育委員会に連絡しなければならない。

　　６　管理責任者は、タブレット端末にアプリをインストールすることができる。ただし、次の各号に掲げる事項に留意する。

　　（１）第２条の目的を達成するために有益なものであること

　　（２）信頼できるものであること

　　（３）岩美町、学校、使用者に不利益となる利用規約が含まれないものであること。

　　（４）アプリのインストールについては、無料・有料に関わらず、事前に岩美町教育委員会（以下、「教育委員会」という。）と協議すること。

（使用者）

第５条　タブレット端末の使用者は、学校に在籍する児童・生徒及び教員とする。

（使用者の責務）

第６条　使用者は、タブレット端末の使用を適正に行うとともに、携帯中の毀損、紛失、盗難等の防止に十分注意しなければならない。

　　２　使用者は、タブレット端末の使用後、使用する際に作成されたデータを削除する。ただし、必要がある場合は、一定の間、タブレット端末に保存しておいてもよい。

　　３　外部デバイス（USBメモリ、SDカード等）を接続しようとする場合には、使用者は管理責任者の許可を得なければならない。

４　タブレット端末を校外に持ち出す場合には、使用者は管理責任者の許可を得なければならない。また、その際には、速やかに目的地に運ぶこととし、車内等に放置するようなことは絶対に行ってはならない。

　　５　授業時間内かつ使用者が児童・生徒であった場合、前各項に規定する「使用者」は「授業担当者又は担任」と読み替えるものとする。

　　６　タブレット端末の利用は自己責任を原則とし、その利用によって生じた費用及び損害は使用者が負わなければならない。ただし、通常の使用をしている状況で生じた故障等は除く。

　　７　使用者が児童・生徒であった場合、前項に規定する「使用者」は「使用者の保護者」と読み替えるものとする。

（適正利用）

第７条　タブレット端末の適正な使用のため、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年8月13日法律第128号）、著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）等の関係法令及び岩美町個人情報保護条例（平成15年3月24日条例第１号）を尊守しなければならない。

　　２　次の各号に掲げる事項については、これを禁止する。

　　（１）第２条の目的以外の利用

　　（２）信頼できるWi-Fi以外への接続

　　（３）児童・生徒による教員系LANへの接続

（４）ID、パスワードの漏洩

　　（５）個人的なメールアドレス、クラウド用アカウント等の使用

　　（６）個人のクレジットカード情報等の個人情報の入力

　　（７）利用が許可されていないファイルへのアクセス

　　（８）不当又は児童・生徒によるハードウェア、ソフトウェアの設定変更

　　（９）ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）の利用

　　（10）学習上必要のあるサイト以外の閲覧

　　（11）アプリ内課金

　　（12）JailBreak等の不正な制限解除

　　（13）その他、情報セキュリティに脅威を及ぼすと判断される事項

（使用の制限）

第８条　管理責任者は前条に規定する禁止行為を行った使用者に対し、改善するよう指導しなければならない。指導後も改善が図られない場合は、タブレット端末の使用を停止する。

（障害・事故）

第９条　使用者は次の各号に掲げる障害・故障等が発生した時は、ただちに管理責任者に報告しなければならない。

　　（１）タブレット端末を毀損、紛失したとき、又は盗難の被害にあったとき

　　（２）パスワードが第三者に漏洩した可能性があるとき

　　（３）タブレット端末が正常に動作しなくなったとき

　　（４）データの改ざん・抹消、不正使用、無権限者のアクセス、ウイルスの侵入等、又は、それらのおそれのある事実を発見したとき

　　２　故意による毀損、紛失・盗難等の事故あるいはその他の理由で、タブレット端末の全部又は一部が使用できなくなった場合、使用者は教育委員会が定める相当の代価を弁償しなければならない。ただし、教育委員会が特に必要と認めたときは、相当代価を減額し、又は免除することができる。

　　３　使用者が児童・生徒であった場合、前項に規定する「使用者」は「使用者の保護者」と読み替えるものとする。

（その他）

第10条　タブレット端末の利用に関して、本規定に定められていない事項が発生した場合には、管理責任者と教育委員会との話し合いの上、対処するものとする。

付則

この規定は、令和３年４月１日から施行する。